

清末成都における都市計画とその変容

—空間構造及びその認識の問題から—

小羽田誠治

はじめに

近年の近代中国の都市に関する個別の研究には、上海を中心としてすでに膨大な蓄積があることは言うまでもない。だが、その研究内容の傾向を見ると、ウェーバー以来のいわゆる「市民意識」とそこから派生する「公共空間（Public Sphere）」の問題を中心に論じられているものが極めて多く、特に後者の論点は「空間」と銘打っているにもかかわらず、それらは組織や集団、機関の活動を論じることが主体で、その具体的な活動場所である都市空間そのものには、あまり注意を払われていなかつたのではないだろうか。そういう流れの中で、これらの歴史学方面からの研究に対し、建築学の方面から都市空間を解説する研究が盛んになつてきている。⁽¹⁾そして、半ば当然ともいうべく、両者を結合した都市研究の方法も進みつつある。⁽²⁾

本稿の目的は、成都という個別の都市を事例として採りあげ、都市空間を解説すること、そしてそこに見られる都市計画の歴史の中における質的な変容について考察することにある。中国では産業・社会団体など様々な面において、清末に大きな変貌をとげた都市が数多く存在することはすでに明らかにされている。だが、ゾーニングなど

空間そのものに働きかけるような都市計画については、現在のところ、歐米や日本で都市計画を学んだ人物が要職に就く民国以降にまで時代を下させて論じてゐる研究がほとんどである。⁽³⁾ しかしながら本稿で対象とする成都においては、産業・社会団体自体の活動は沿海部のそれに及ばないものの、おそらくは内陸部に位置するがためにかえつて政治的には安定していたのだろう、光緒二十九（一九〇三）年の警察局の創設を始めとして、早くから新政の波に乗つた改革を行つていたうえに、娼妓の空間的統制のような独自の政策も行われていた（後述）。それは主として、かつて日本で留学・視察を行つたことのある周善培の尽力によるものであり、⁽⁵⁾ そういう事情もふまえて当時の政策を考察してみると、都市空間に対する認識あるいは働きかけにおける大きな変容が、清末の時点ですでにあつたのではないかと考へられるのである。

ここで、使用する史料について予め説明をしておくと、本稿では歴史研究で一般的に用いられる地誌や新聞の他に、旅行記や小説も多用している。前者は何種があるが、特に多く利用した中野孤山の『支那大陸横断遊蜀雜俎』（以下、「遊蜀雜俎」と略称）は、著者が清末から民国初にかけて教育者として招聘され、数年間成都に滞在したときの記録であり、史料的価値も高いと思われる。後者は主に李劫人の著作であるが、彼がフランスで学んだ写実主義・自然主義的手法はよく知られていることである。⁽⁶⁾

第一節 都市成都の範囲——清末における空間認識——

本稿で成都という言葉を使うとき、それは成都府という行政区画の中でも、府署などが設置され、その中心部分

に位置する都市の区域を指しているが、それにはどのような範囲を想定すべきだろうか。まずはそこから検討していこう。

中国の伝統的な都市、それも省レベルの大都市ともなれば、その範囲を物理的・空間的に最もはつきりと区切っているものとして、まず城壁の存在を考えるべきなのは言うまでもない。当時の成都にもやはり城壁があり、その城壁に囲まれた部分が都市の範囲内にあつたことは、現在の都市に関する諸研究のみならず、当時の成都及びその周辺の人々にとつても周知の事実であった。中野孤山が成都を訪れたとき、そこが中国の都市の通例にもれず「市街が城に取り囲まれて」⁽⁷⁾ いることを確認し、またその城門について、「平素ならば城門は二重に鎖し、日没後は出入を許さず、城外との交通全く絶えるが、大晦日の晩に限りて、終夜開放して、自由通行を許して居る」⁽⁸⁾ と記している。そこから城壁・城門が厳然たる仕切りとして存在していたこと、それを越えることがいかに大きな意味を持つていたかを読み取ることができるだろう。また、李劫人は、その小説『死水微瀾』の中で、登場人物である鄧幺姑が「成都には東、西、南、北、四つの城門があり、城壁がどれほど高く、どれほど厚いか、城門のアーチの中が、通行人でどれほど混雜するかを知っていた」と描いたが、これもやはり同じような心性に基づいていたと言えよう。もつとも、城内の特に周辺部には菜園が散在していたし、王笛の言うように、近代化の進んだ沿海部の大都市などから比較すれば、農村的要素を少なからず残していたかもしれない。しかし、傅崇矩が「城内の空き地に野菜を栽培する者が數十戸あるが、城内の野菜は城外のものほど美しくなく、それは城内の地質は塩分が多いからである」⁽¹¹⁾ と述べるように、その菜園も結局のところ城の内外の差異を際立たせるものでしかなかつたようである。

しかし、城壁という物理的な仕切りのみが都市の範囲を区画するものであるかというと、そうではない。明末清初の戦乱の後に再建された⁽¹²⁾、比較的新しい城壁をもつ成都ではあったが、清代を通して安定して人口が増加し続けたため、その城内的人口は清末当時には三〇万を数え⁽¹³⁾、すでに人口過密の觀を呈していた。「若し城内に一戸を構へんとせば、少くとも、一個月三十両の家賃、百両以上の押租（敷金）を納めるに非ずんば、中流以上に居ること能はず。物価の低廉なるに反し、借家賃の高きこと驚くばかりなり。是れ畢竟城内の宅地に限りありて、既成の家屋以外に容易に増建す可らざるに由るならん」⁽¹⁴⁾ という山川早水の記録はそのことをよく示している。そしてその過剰な人口は城壁の外に溢れ出し、そこに新たに市街を形成するのであつた。ただ成都の場合、都市の中心はあくまで城内にあり、例えば上海や天津における租界のように、城外の新市街が城内の旧市街を凌駕して發展するということはなかつたようであり⁽¹⁵⁾、それは李劫人が次のように回顧していることからもうかがえる。⁽¹⁶⁾

今でも覚えてる。轎かきが二人で担ぐ轎に、母と一緒に乗つていった。田舎に行くために轎舗から雇つた鴨篷轎だ。高く高い城門を出ても、城内と同じような街並みをしばらく行くが、両側の商店がだんだんと低くなり、構えも小さくなり、貧弱になる。そして、商店がまばらになつてくると、田畠が現れ、埃まみれの道が現れ、田畠の中から農村の森林が現れる。

以上、成都に関する記述を見ることにより、その都市のイメージを得ることはできたが、果たしてそれを区画として具体的に示すことができるものはあるだろうか。中国の一般的な都市の例に漏れず、成都に関しても、その都部のみを範囲とする行政区画は従来存在しなかつた。しかしながら、清末、警察局が創設されると、事情は変わつ

てくる。当局は市街調査を実施すると、五一六の通りを「街巷」、つまり市街地のカテゴリーに数え入れたのであつた。その調査の結果を見てみると、列挙されている市街地は、当然そのほとんどが城内にあるものだが、中には城外のものが七八も含まれている。⁽¹⁷⁾ 特に東門外のそれが四七にも及んでいることは、先に見たような城壁外の都市が存在し、かつ警察局がそれを十分に把握していたことを如実に示すものであろう。また更に、光緒三一（一九〇六）年に公布された『四川通省警察章程』（以下、「警察章程」と略称）には、その範囲は次のように規定されている。⁽¹⁸⁾

二 総局区画とは警察総局の権力・責任の及ぶところをもつて定め、それは総局を中心として東西南北四門外の市街の端の家屋までとする。東門は城門外五里の得勝場を東端とする。おおよそ警察総局が直轄する家屋には、すべてその市街によつて番号札を掲げる。その番号札のあるところがすなわち警察総局總辦・会辦の権力・責任のあるところである。

そして、東西南北に各五区と外東に四区、外北・外南・外西に各一区の計一七区を定めたのであつた。⁽¹⁹⁾ これら警察局による調査こそ、まさに先に述べてきたような都市とすべき空間的範囲を具体的に表したものであろう。これによつて、県城内外合せて五一六を数える「街巷」を有し、警察局の管轄が及ぶ範囲を、当時の成都の範囲と定義することができるとともに、警察局自体が、都市空間の把握に対して従来とは比べるべくもない強い意識をもつていたことが窺えるのである。

第二節 清末における成都の空間分節

都市の範囲を画定したところで、次に当時の成都に基盤として存在する空間構造を分析したい。一定の規模をもつ都市であれば、経済格差や社会関係の相違などによって空間の分節が起こりうることは想像に難くなく、それは逆に、その分節の様相を分析することによって、その都市の経済・社会の構造がある程度うかがえるということである。成都の西側には満洲族だけが居住する満城と呼ばれる区域があつたが、まずはそこから見てみよう。

一、満城

まず満城の基本的な区画については、地方志に以下のように記録してある。⁽²⁰⁾

満城・府城の西にあり、康熙五七（一七一八）年に建てられた。城壁の周囲は四里五分、すなわち八一一丈七尺三寸（約二・六キロメートル）、高さは一丈三尺八寸（約四・四メートル）。門は五つあり、大東門・小東門・北門・南門・大城西門である。城楼は四つで、あわせて一二間、旗官街一本ごとに披甲兵・小胡同が三本あり、八旗官街は全部で八本、兵丁胡同は全部で三三本ある。

これを上から鳥瞰した様子は、傳崇築が記すように⁽²¹⁾、あたかもムカデのごとくであり、そしてちょうどそのムカデの頭の部分に将軍帥府が置かれていたのである。

そもそもなぜ満城なるものが造られる必要があつたのだろうか。山川早水によれば、「満州城は全国に数個所あ

り、是清一統後、漢族鎮撫の為、各要處に駐屯せしめたるものにて、「一種の屯田兵に近し」とあり、⁽²²⁾ 满洲族が居住する都市においては特別に城を建設する傾向があつたようなので、⁽²³⁾ 满洲族が成都に来た背景について見ればよいだろう。

自身满洲族である劉顯之は、それについて次の二つの点をあげている。⁽²⁴⁾

(1) 文献に記載されているもの。チベット侵攻の際に清朝が副督統と三〇〇〇の八旗軍を荊州より四川に派遣し、乱の平定後、その内一六〇〇を成都に駐屯させた。

(2) 口承で伝えられているもの。清朝は中国にはいると全国の重鎮に八旗軍を派遣したが、はじめ四川には派遣していなかつた。一方四川では明末から続く戦乱のため土地が荒廃し、成都付近の富戸らは西の方に逃避した。乱が平定されると、清朝は両湖両広からの移民を奨励し、彼らに土地を与えた。しかし生産力が回復し、商業も活発になると、以前の富戸がこぞつて成都に戻り、土地の所有をめぐつて移住民と紛争が起きた。富戸の勢力は強く、そこで四川の官吏は清朝に荊州・寧夏などから八旗軍の派遣を依頼した。そして紛争が収まつた後も、成都の住民の要求によつて、八旗軍をそのまま成都に駐屯させることになり、しばらく交代制を探つていたものの、満城建設の三年後にあたる康熙六〇（一七二二）年に一六〇〇人を固定的に残留されることに決定した。

以上の説明、特に後者については史料不足のため実証性に欠ける部分があることは否めない。ただ、いずれにせよ、満城の建設——すなわち満洲族の成都への到来とそこに創られる社会形態——が、ほとんど軍事的な目的のみ

によるものであつたこと、また戦乱あるいは土地紛争の処理という、いわば都市の側にとつては非自發的なものであつたことは指摘できよう。

この満城が建設された最初の段階で、成都に居住するようになつた八旗兵は一六〇〇ということだが、その後その眷属も護送され、人口は増加し続けて、辛亥革命前にはその数は約三万人にまで膨れ上がつたといふ。⁽²⁵⁾ 三万といえば成都全体の人口の一〇分の一に満たないほどではあるが、単位面積当たりの人口密度で考えると他の市街地の半分ほどであり、ある程度の密度は有していると言えるだろう。ではその満城の中にはどのような社会があつたのだろうか。

まず指摘できることは、満城内の人々は城外の人々とほとんど交流をもたなかつたということである。生活に必要な物資を手に入れるときだけ、一部の満洲族の男性が満城外に出ることを許されていた。道光及び光緒期に出された二度の異族通婚の呼びかけにも応じることはなく、自ら奢つていたと劉顯之は言う。⁽²⁶⁾ また、「警察章程」においても、満城には別項を設けているのである。⁽²⁷⁾

一方旗人と漢人の折衝は、將軍・總督が共同で発行する特票をもつて行われるが、それは警察總局に置き、満城での折衝には専らそれが当たる。

交流がほとんどないとすると、満城内に見られる街並みの様相も、自然と他とは違つてくる。人間の服装・容姿が異なるというだけでなく、街の機能そのものがである。清末の満城の様子を李劫人はこう描いている。⁽²⁸⁾

満城にはいると、樹木ばかりが見えてくる。天にとどく大樹、生い茂つて見透かしのきかない灌木、前後左右、

すべて緑である。緑蔭の中に、長く幅の広い土の道が伸び、その両側は低い黄色い土の堀である。堀の内側はすべて花樹で、低い幾間かの家とコントラストをなしている。丘や池が多く、池にはたいてい蓮の花が植えてある。人は実に少ない。大城だと、どこの通りを歩いても通行人に出会わないことはない。賑やかな通りだと、肩や腕が触れ合うほどだ。ところが満城では、横道を端から端まで歩いても、一人の人にも出会うとは限らない。人に出会ったとしても、大城の通行人のように、年寄りじみた文人以外は皆忙しそうに歩いているのとは違っている。満城では、男の大半は鳥籠を下げ、釣竿を担ぎ、女は腰を伸ばして、髪には櫛を入れ、長い着物を着て、かかとのない靴を履き、長いキセルを咥えて、ゆっくりと歩いている。一言で言えば、満城は別世界であり、とてもどかで一点の俗塵もない、そして至る所が絵画の世界であり、詩情に富む場所なのである。

ここに見られる風景は決して繁華街・商業区のそれではない。それは「人口三万」という数字を疑いたくなるような、閑静な住宅街とでも言うべきものである。思うに、李劫人の描写には間違いもなければ誇張もない。というのも、満城内の人びとは、一般的にいわゆる経済上の労働には携わらなかつたからである。成都の満洲族がもともと軍事のために駐屯することになつたことはすでに述べたが、その目的はそれ以後もずっと変わることがなかつた。これについては『巴蜀』に詳しい記録がある。⁽³⁰⁾

余成都に在りて、屡ば其城に趣き見るに、彼等は其一隅なる西較場（較場は練兵場なり、華陽県の東北隅に漢兵の練兵場東較場あり）に於て、新旧混合の練兵をなし、或は將軍衙門に隣せる空地に於て、半弓の練習をなせり。勿論練兵したりとて、せざりしとて物の役には立つべくもあらねど、矢張時戈戟を揮はざれば、気が済まぬ

もの見えた。城中又処に商業を営めるものあれども、飲食店或は規模極めて小なる雜貨店に過ぎず、其他は本邦の士族屋敷に似たる胡同内に住し、悠悠閑閑、日の永きに苦めるが如し。

ちなみに満城の南には菜園があり、そこでは日本より上質の作物が取れるというが、⁽³¹⁾ それもやはり小規模なものだつたのだろう。⁽³²⁾ もつとも、觀察者やその視点が違えば、その印象も変わつてくる。一八九〇年に成都を訪れた

Hosie Alexander はこう記した。⁽³³⁾

私が満城において好印象を持つものを見ることができなかつたのは不運な天候のためかも知れない。そこは街路は広く、舗装されておらず、ぬかるんでいた。住民、特に女性は着る物もみすぼらしく、奴隸のようであつた。すべてが彼らが何の見返りも与えることなしに政府の俸給に寄生していることを物語つていた。この区域の土地の多くは樹木で覆われており、菜園となつてゐる。しかし私は彼らのようなだらしなくみすぼらしい、怠惰に見える満洲人が、政府が支給する米を補うほどの量の野菜を栽培するほどの力を備えているかどうか疑問を抱かずにいられない。

ただ、このような満城を、王笛のように、⁽³⁴⁾ 成都西部の貧民街と位置づけ、それをもつて成都の都市空間における経済的不均衡の論拠とするのは当たらない。たしかに満城内の経済活動は不活発ではあつたが、それは満洲族の支配階級としての片鱗をうかがわせるような不活発さであつたし、そもそも政治・軍事や民族という経済外的な要因で仕切られた区画を、経済的發展の尺度のみでもつて位置づけするのはあまり意味がないだろうからである。都市内の社会・経済とは独立して、あるいはこう言つてよければ無関係に存在していた、異質かつ特殊な空間、それが

満城なのである。

二、貧民街

成都の城郭が清代初期から中期にかけてできあがっていくとともに、清末当時にはその住民の数も、数字にして約三〇万人、空間的には城壁の外に及ぶまで増加していたことはすでに述べた。これだけの規模をもつ都市であれば、一口に「漢人区」と称してもその構造が一枚岩でないことは容易に想像できるだろう。⁽³⁶⁾

では、成都においては、どのような住み分けの構造が見られたのだろうか。現在のところ、この問題に関しては

唯一 Stapleton が言及しているのみで、氏によれば一九世紀末における成都の漢人区は大まかに言つて、東が商業区、南が文化の中心地域、北が住宅街及び官庁・寺廟の集まる区域として分けられるという。⁽³⁷⁾ しかしながらこの区分けは甚だ不完全なものであり、それを補足・訂正することから始めなければならない。まずは経済水準の低い人々が集まる区域、貧民街が当時の成都に存在したかどうか、また存在したとなればそれがどのように分布していったかを考察する。

李勘人は『死水微瀾』の中で、城の南東部にある下蓮池といふところについて次のような描写をしている。⁽³⁸⁾

下蓮池は千年前の河床の跡である。夏の雨の多い時期になると、確かに一つの大きな池となり、蓮の花も少し咲く。しかし新年の頃には、大体その十分の八くらいの場所は干上がっている。池の南岸は整然とした城壁であるが、北岸は全く手入れされておらず、草葺の小屋が無秩序に建てられている。城壁の内側の官有の荒地に、

草葺の小屋を建てて住んでいるのがどのような人々かは、細かく説明するまでもあるまい。

ここから窺えることは、下蓮池一帯が水事情のあまりよくない荒れ地であり、それゆえ經濟的に余裕のあるものが住むようなところではなかつたということである。光緒三二（一九〇六）年に成都で長雨があつたことを中野孤山は記しているが^{〔39〕}、そのときに城壁や高所に避難を余儀なくされた人々も、おそらく大半はこの住民であつたのではないかと思われる。

李劫人はまた『暴風雨前』の中に「下蓮池のほとり」という章を設けていて、さらに詳しく見てみよう。彼は先ずこの一帯にある社会を「半分は瓦葺、半分は草葺の家々で形成されている社会」であるという。その登場人物の一人であり、その一帯では古株の伍婆さんの家は「すべてが最低限度」であつたから、その息子の縁談も、郫県で落ちぶれて成都に来て、近くの龍王廟で焼臘を行商している王さんの娘と進めることになった。そしてその生活は「時には一日中火を起すこともなく、伍婆さんが出かけていつて十何文かの錢を借りてきて、小麦粉の煎餅をいくつかと、急須一杯の湯を買って、餓えと渴きを充たすこともあつた」くらいだつたが、それでも「このような生活は、下蓮池社会ではむしろ正常であつて、珍しがる人はいない」という。このような下蓮池の中にも「広い瓦葺の家に住み、絹の服を纏い、毎日脂の乗つた豚肉を食べる」魏三爺のような富豪がいるにはいるが、「下蓮池の住民で、彼を尊敬しない者、恐れない者があつただろうか」とされるほど、その地位は極めて特殊だつたのである。

さらに李劫人が伍婆さんに語らせるところによると、下蓮池のみならず、南の城壁沿いに連なる上・中・下蓮池

の一帯はすべて、成都では昔からの貧民街であり、それを知らないものはいないことである。それゆえ光緒二一（一八九五）年に起つた成都教案、すなわち四聖祠北街における教会・西洋人住居打ち毀し事件の折にも、「上、中、下、三つの蓮池の辺りは、官はとつぐに眼をつけて、悪い土地だと考へて」おり、厳しい家宅捜査が行われるのであつた。⁽⁴⁰⁾

また、すでに見たように、商店は城外に出て、城門から離れるにつれて「両側の店はしだいに低くなり、小さくなり、みすぼらしくなり、ついにはしだいにまばらになつていく」のであり⁽⁴¹⁾、城外の経済水準は自然と城内のそれに劣るものであつたことがわかるが、そこではさらにひどい状況も見られた。例えば宣統二（一九一〇）年のこと、南門も城外に出ると、河辺の石を拾い集めて生計を立てる人々がおり、堰が崩れる恐れがあるとして禁止されたこととなつた⁽⁴²⁾。注意すべきは、この禁令は訴えを起こした自来水公司（水道会社）の付近三〇丈（一〇〇メートル弱）の範囲のみにおいてなされていること、つまり全面的な禁止はおそらく不可能であったということである。

また傳崇集によれば、成都城外の宿は環境が非常に悪く、東門の鶏毛店という場所は貧民や乞食の溜まり場と化していたといふ⁽⁴³⁾。この鶏毛店の存在は成都においてはかなり一般的に知られていたようであり、警察局設立の際にも、その宿泊客の管理に関して特別にいくつかの項目を設けてある⁽⁴⁴⁾。

三〇 凡そ城外の鶏毛店とは長居の客がおらず、貧民が居住しているのみのものであるので、循環簿は用いない。そして管轄すべき分局において鶏毛店と表明するものに対しても、以下の法を以つて管理する。

三一 凡そ鶏毛店では毎日の朝晩に管轄すべき巡兵が行つて人数を点検し、点検を行つた後に開閉を行う。門

を閉じた後は更に他の人間を滞在させてはならず、門を開けた後は職業を持つ者、病氣の者でなければ白日に店内に居留させてはならず、居留しているものがあれば開門時に巡兵に通知して点検させなければならない。

三二 凡そ鶏毛店の埠には通用門を作るべきではなく、それは貧民が夜に外出して盜賊となることを防ぐためである。

もちろんこの鶏毛店はあくまで宿、一つの建物であり、それが他の家々とともに貧民街なるものを形成していたかどうかは定かではない。しかしながら、それは警察局が特別に項目を設けて警戒するほど普及していたものであることや、通常の「客店」と区別されるように「貧民の住居」の性質を強く帶びていることを考えると、古くからの成都南部の上・中・下の蓮池に加え、城外一帯にも新たに貧民街が形成されうる要素は十分にあつたと見てよいだらう。

三、商業区域と公館

西部の満城、南部城壁沿いの貧民街及び城外の一帯と、まずは経済水準の低い区域を明らかにしたが、次に商業街の所在と経済水準の高い区域について考察を進める。商業街に関しては、商店の分布を数量的に見るという方法をとる。

商店の数量及びその所在地は、清末宣統元（一九〇九）年前後であれば、傅崇矩が『成都通覧』に「成都之各種商舗街道類覽」という節を設けて収録している。そこに記載されている商店すべてを市街ごとに分けて集計し、全

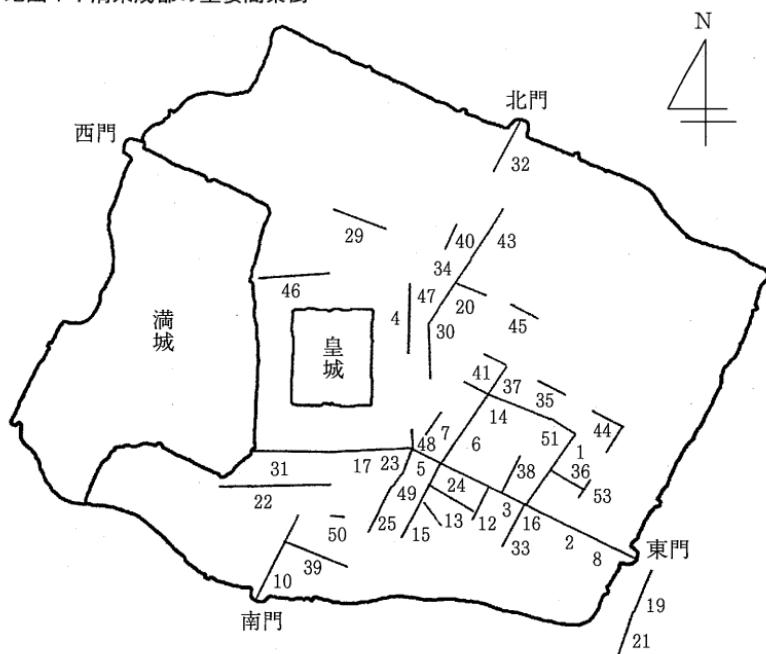
体の約一割に当たる五三の市街を、保有する店舗の多いものより順に並べたものが表1である。もちろん厳密に言うと、これらの市街の長さはそれぞれ異なり、そのためここで示されている「数」は考査されるべき「密度」ではない。ただし、例えばこの表に数個ある東大街を見てもわかるように、大きな市街は一般的に上中下や南北などさらに細かく分けられているので、それはさして問題ではないだろう。それよりもむしろ、上位一割の市街が総商店数の約四割を占めていること、さらにその過半数がわずか一〇の市街に分布しているというその偏差状況が極めてはつきりと窺えることに注目しなければならない。

そして、これらの市街を地図上に示したものが地図1である。一見してわかるように、多くの店舗を有する市街は成都東部に集中しており、そこが成都の商業区域と見なすことができるるのである。

以上の事柄との関連の上でもう一つ見ておきたいのが、「公館」と呼ばれる建物についてである。公館とは邸宅を指す言葉であるが、まずはそれがどういうものであったかを見てみよう。⁽⁴⁵⁾

官署、廟堂、会館のほかに、民間の住居は大体公館、雑院、鋪面の三種に分けられる。完全な住居を俗に「公館」と呼ぶ。公館の構造はどれもほとんど皆同じで、正門の外の左右は八の字の壁で、そこに灰白色の墨で煉瓦模様を描く。正門の正面にもし空地を持つていれば、多くは照壁を設けるが、官署のそのような彩りはない。正門の左右には、桃符を貼った柱があり、木で聯を作っているものもある。門には神荼・鬱壘の像を描いているものが多く、きらびやかである。正門より中に数歩のところに門があり、その間の左が側門、右が門衛室で、中門は通常閉ざされており、車馬で通るか送迎以外では開けられることはなく、通常は皆側門より出入

地図1：清末成都の主要商業街



傅崇渠「新訂成都街道二十七区図」、成都市檔案館所蔵檔案No.93-6-1194-68をもとに作成。

表1：清末成都における市街別商店保有数

番号	市街名	店舗数	番号	市街名	店舗数	番号	市街名	店舗数
1	北打金街	128	20	会府西街	39	39	純化街	25
2	中東大街	125	21	外東南河口街	39	40	鑼鍋巷	24
3	東大街	109	22	陝西街	36	41	興隆街	24
4	西順城街	103	23	錦江橋	35	42	北門外上河壩	24
5	西東大街	93	24	學道街	35	43	鼓樓北二樓	23
6	暑祿街	80	25	煙袋巷	35	44	書院街	23
7	九龍巷	73	26	外東珠市街	35	45	會府東街	23
8	下東大街	63	27	外東三瓦窯	34	46	羊市街	21
9	外東上河壩街	62	28	外東一洞橋街	33	47	鼓樓街	21
10	南大街	54	29	正府街	31	48	塩市口	21
11	外北箭筈街	50	30	鼓樓南街	31	49	糞草湖街	20
12	走馬街	49	31	西御街	30	50	狀元街	20
13	半迎街	47	32	北大街	30	51	湖廣館街	20
14	總府街	46	33	南打北街	30	52	外東天福街	20
15	青石橋	5	34	鼓樓北街	28	53	中紗帽街	20
16	上中東大街	45	35	華興街	26	計		1299
17	東御街	44	36	江南館街	26	成都の総店舗数		4227
18	提督街	43	37	北暑祿街	25			
19	外東水津街	40	38	城守街	25			

りする。中門内は中央に庭がある。奥には広間があり、広いもので三間、狭いもので一間であり、その外側は空き地となつてゐる。その後面には門が六つまたは四つ設けてあり、側門もある。その中門も轎による出入りでなければ開かれない。広間の左右に所有する轎を置く。広間の手前の左右の廂房は広いもので三間、狭いもので一間ずつであるが、下僕の住むところである。広間の奥の左右の部屋は客間である。広間の後面にはまた庭があり、その奥が正房で、多いもので七間、そして五間、三間と続く。左右の廂房は多いもので五間、少ないもので三間や一・二間で、すべて内室である。正房の後には広いところではさらに廂房が一ブロックあり、その大きさは中央の庭と同じかわずかに小さい。その後が厨房である。他にスペースがあれば、園亭を作る。公館の最大のものは、広間の左右にお庭があり、そこには広間はないものの、別に正房・廂房を設けている。小さいものは廂房がなく、さらに小さいものは広間がない。中門の内側には正・廂房と庭があるのみである。その規模はさまざまであつたものの、住居の構造は基本的に伝統的な四合院であつたことがわかる。⁽⁴⁶⁾ 李劫人によると、清朝においては階級による呼び名の区別があつたらしく、官僚の邸宅のみを公館と言い、民間のそれは門道と呼ばれていたようである。⁽⁴⁷⁾ しかし、こと四川に関する限りでは、彼はその歴史的背景を説明しながら次のように述べてゐる。

四川省は明末に、張献忠や農民起義の戦乱を経て、更には土着の官軍の幾度かの内乱が起つたため、東晋、明初といつた比較的昔に移住して来て土着と化した家は、すでにいくらも残つておらず、その大部分は辺境地方に散らばつていった。成都府に属する一六の州県の人々に至つては、最も古いものでもすべて清朝の康熙、

雍正期に、湖北・湖南・江西・廣東・福建などの地方から、奨励されて来たものである。……さらによい点があり、それは家柄や出身を問わないということである。大きな邸宅を建てさえすれば、「公館」と呼ばれ、少しばかり書物が読めて、顔が広くなれば、自然とその名を縉紳に列せられることになるのである。

つまり、もともと大部分が清代以降の移住民で構成されている四川においては、比較的容易かつ自由に公館が建てられていたということである。出身地と家柄、身分の問題は、あるいは実際はもつと複雑であったかもしれないが、それはここでは問わない。少なくとも確實に言えることは、四川や成都においては、清代以降の二三百数十年の間に、移住民の新たな社会関係の中で公館が続々と建設されていたということである。

さてこの公館であるが、傅崇集はその分布を商店と対比させて「南北に公館が多く、東に商店が多い」と述べている⁽⁴⁹⁾。しかしながら、これをもつて「東の商業区に対して南北に居住区がある」とするのはおそらく当たらない。

というのは、公館自体がしばしば商業活動の場として利用されていたし、成都東部の商業区域にも確かに公館は数多く存在したからである。李劫人がその作品の中に、富豪の代表として、暑襪街の商店街の中にある郝公館を登場させたのは、根拠のないことではなかつただろう。⁽⁵⁰⁾また周詢によれば、清末當時公館の賃貸料は最大のもので五〇両を超えず、敷金は賃貸料が数両から一〇両のものでおよそ一〇〇～二〇〇両であったと言うが⁽⁵¹⁾、光緒二十四（一八九八年）には東大街と總府街の間を南北に走る市街の一つである中新街において貸し出されたある公館の敷金は三〇〇両に及び⁽⁵²⁾、それがいかに大きなものであつたかがわかる。要するに、成都の商業街は東部一帯に多く存在したが、そこは同時に経済水準の高い人々の居住する区域でもあつたのである。

第三節 成都に見られる都市計画及びその質的転換

以上で明らかにしてきた当時の基本的な空間構造をふまえて、本章では、成都で行われた都市計画について考察する。ただし、ここで言う都市計画とは、河川や山地などの自然環境に対応してなされたものではなく、また風水その他の中華人民共和国の世界観という形而上学的なものに基づくものでもない、人々の実際的な活動に対応してなされる都市建設の方針を指している。もちろん、前章すでに詳細に見てきた満城という区画の存在も、漢人区における自然発生的な——史料で跡付けられる限りでは——空間分節の起こりとは異なり、人為的な都市計画の一つである。しかしながら、これもすでに述べたように、それはあくまで都市の範囲を超えた政治的・軍事的背景を主要因として造られたものであり、そこからは都市空間に対する認識も対応も窺うことができない。では、都市空間への意識を表した都市計画にはどのようなものがあるだろうか。

一、公共施設の配置

本項では主に、統計的データを用いた分析を行う。清末以前において、満城の建設以外で目立った都市計画として挙げられるのは、各施設の設立がそうだらう。そこでもう一度、東に商業区、南に文化の中心地域、北に住宅街及び官庁・寺廟の集まる区域というStapleton の描く構図を思い出し⁽⁵³⁾、氏が指標とするところの寺廟・官衙・学堂という公共施設がどのように配置されていたかを見てみたい。

表2：成都の公共施設の配置

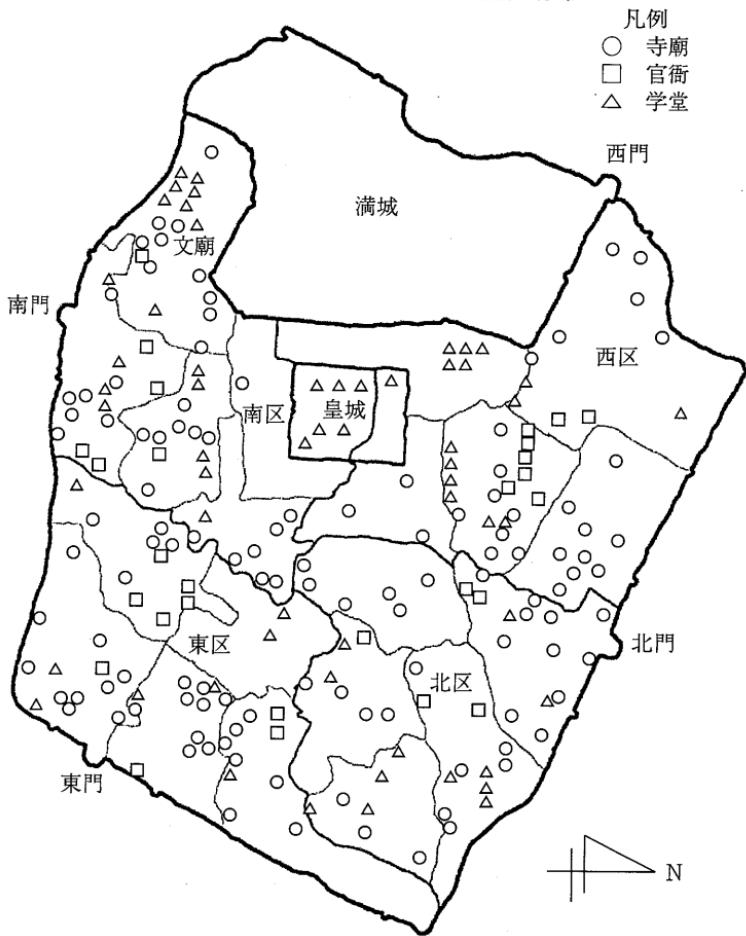
	北区	東区	南区	西区
成都の寺廟	33	35	32	27
成都の官衙	6	11	6	9
成都の学堂	12	8	23	15

ある地域における輿地・建置を調べるには通常官側の編纂する地方志を見るのだが、当時の成都會のそれに関しては適当な地方志がないので、やはり傳崇集の『成都通覽』に依拠することにする。本書には「成都の寺廟」・「成都の官衙」・「成都の各学堂」という項目があり、それぞれ當時成都に存在していた施設とその場所を羅列してあるが、その場所を地図で確認できたものを、大まかな位置関係のもとに図示したもののが地図2であり、その数を集計したものが表2である。ちなみに、この東西南北の区分は警察局の行政上のそれによるものであり、實際上の方角概念とは多少異なる。

ここで予め理解しておくべきことが、各施設の設立された時間という問題である。というのも、『成都通覽』にあるデータは光緒末から宣統期のものであるから、この数字をそれぞれ同列に扱つては、本稿で一つの画期と考えている清末による変化を見ることはできないからである。結論から言えば、寺廟及び官衙については、その大部分が清末以前から存在するものだと見なせるだろうが、学堂については全く逆である。しかし、同じ官厅施設であっても、新政以降に設立された局所の問題も関わってくるし、それぞれの施設がどのようない意味合いをもつてゐるかという問題もあるので、これらを順に詳しく見ていく。

まず寺廟は全体的にかなり均等に分布していることがわかり、それゆえ成都のいかなる区域も宗教区域であると言ふことはできないようである。質的な面で見ると確かに、南北の三ヶ所に分布する文廟は、年に二回、春秋の祭祀の日に限り開放され⁽⁵⁴⁾、官紳や学生などが参加して盛大な祭祀が催されるような、宗教的意義の大きいものであつ

地図2：清末成都における公共施設の分布



傅崇集「新訂成都街道二十七区図」、成都市檔案館所蔵檔案No.98-6-1194-68をもとに作成。

た⁵⁵。しかし東部には城隍廟があつたし、また北東部には華陽城隍廟があつたのであり⁵⁶、寺廟を集めた宗教区域をつくろうとしていなかつたことは明らかであろう。

次に官衙であるが、これもまたある程度均等に分布しており、少なくとも北区に集中しているということではなく、むしろ東区に若干多いと言えるくらいである。その内訳をより詳細に見て、代表的な衙門を挙げてみても、北区に提台衙門・藩台衙門など、東区に制台衙門・臬台衙門・督協衙門など、南区に塩道衙門など、西区に成都府衙門・成都縣衙門・華陽縣衙門などと、南区には少なもの、一応分散して設置されていることがわかる。つまり、寺廟の例とあわせて考へるに、成都という都市の内部においては、経済的に起伏のある、したがつて社会的な役割が区域ごとに違つていて、空間構造ができていたにもかかわらず、それに応じて公共施設を配置することが、さほど重要視されていなかつたことがわかる。言い換えれば、従来の都市建設においては、空間を社会的に均質なものとして捉え、統治を行つていたことが看取できるのである。

しかしながら、清末になると、その状況は大きく変化する。その一つの現れが第三の指標である学堂の分布にある。学堂が、他の二つの指標とは著しく異なる区域的偏差を示していることは、一見して明らかであるが、その集中する南区に限つてみても、貢院（皇城）内と文廟附近の二ヶ所に特に集中していることがわかる。貢院は、科挙で使用された場所であり、文廟は文教の中心地であるから、それを念頭に置いて学堂が設置されたことは想像に難くない。ここにおいて、都市全体の空間構造を視野に入れた政策の一端を見ることができるのである。そして、これに加えてもう一つの実例、主に実業振興政策における各局所の設立というものもある。傅崇矩は局所については

記録を載せておらず、したがつて上の三例のようにその配置の全体像を統計的に調べて図示することはできないが、清末に創設された局所の中で代表的なものは、勸工局が皇城内にある以外は、警察局・商務局・郵政局・官報局・洋務局など多くが、先に見たように、経済的に発展していた区域である成都東部——特に總府街・華興街周辺——に集中しているのである。

以上の分析をもとに考えるに、当時の成都に対するこれまでの区分けの認識が不十分であつたのみならず、そもそも清末以前においては、公共的な施設は空間的には比較的恣意的に建てられていたことがわかるだろう。そして清末になつてようやく、成都全体を一つの経済的・社会的に有機的な統合体と見なした都市計画を実施し始め、その結果、経済的に有利な下地を持つ東部を実業振興のための区域、貢院や文廟のある南部を教育改革のための区域として新しい局所・学堂を配置・設立したということが窺われるのである。

二、新化街の建設

前項では統計を中心に考察を進めたため、都市空間及び都市計画に関する大まかな概観を提示するにとどまつた。それゆえ本項では、その概観に具体的な肉付けを行うべく、一つの都市計画上の大まかな事件を探りあげる。

光緒末期の成都において、特に熱心に改革を行つていたのが、當時勸業道の任にあつた周善培であつた。その熱心さは良かれ悪しかれ人々の生活に多大な影響を与える、記憶に刻まれ、その成果を「娼、廠、唱、場」とまとめた言い方がそれ以来人口に膾炙している。その四つの政策は順に、娼妓の改革、工場の建設、演劇の改革、勸業場の

設立をしており、いざれも当時の成都の改革を論じるには不可欠のものであることは、改めて指摘するまでもないだろ⁽⁵⁷⁾う。ただし、それらは基本的には近代的制度・施設の導入あるいは文明化の推進という機能的な側面が強いものであり、空間という角度から考察を行う本稿では、広範囲にわたる都市住民を直接的な対象とし、更には市街そのものを造り変えることとなつた「娼」に特に焦点を当てて、以下に考察を行う。

傅崇集によれば、娼妓は方言で「找家」、「舍屋」、俗称で「婊子」、「賣弄」などと呼ばれたが、光緒三三（一九〇六）年に周善培が文明化された美名として「監視戸」という名をつけたとい⁽⁵⁸⁾う。この娼妓を「監視」する精神は警察局の章程の中にもあり、それは次の如くである。⁽⁵⁹⁾

一 娼妓は流娼・土娼の二者に分ける。

二 流娼とは外来の娼妓を指し、旅館が留めることを厳禁する。巡兵は隨時旅館を査察し、もし流娼が宿泊していれば追放し、並びに宿主を罰する。

三 土娼は明・暗及び出門の三者に分ける。明娼とは東部の城壁沿いのように著名な下等土娼が集まるところの者を指し、警察が開設されてからは追放すべきである。暗娼とは著名ではないが時に外からの客を泊める者を指し、自営の者も集まっている者もある。出門とは家には人を泊めないが夜に外出し朝に帰る者を指し、当地の官兵は隨時調査し伝達しなければならない。総局は監視牌を定め、過ちを改めるように促す。従わない者は管轄区外に追放する。

四 娼妓を営む者で生計を立てる道がなく、生業を改めることができない者で、娼妓規則を守ると申請する者

は以下の法に従つて管理する。

五 娼妓を営むことを希望する者はその門に監視牌を置き、番号を記す。娼戸は五戒を厳守せねばならない。

(一) 二〇歳に満たない者及び学生・兵丁を招いてはならない。(二) 良家の婦女を招き入れてはならない。

(三) 新来の娼妓があれば隨時本局に通報し、登録・審査した後に参入を認める。(四) 客号簿を受け取り、来客の姓名・年齢・住所を書く。(五) 每月本局の定める税法に従つて納税しなければならない。一つでも守らないものは閉鎖する。

六 娼戸が五戒を守れば、警察局は三事を保護する。(一) 投宿させたくない者が強引に居座ることを禁じる。

(二) 所定の料金を払わないものを禁じる。(三) 狼藉を働き器物を壊すことを禁じる。

第三条では明娼は追放されねばならぬこととなつてゐるが、第四条以下にはかえつてそれらを統制・管理する条文が並んでおり、結局当局の意図としては、監視牌を取り付けることによつて娼妓を許容範囲内で合法化し、闇の娼妓をなくそうとしていたことがまず窺える。その監視されるべき家として「監視戸」という名称が与えられたのである。当局の調査によると、宣統当時の成都には三二五の監視戸があつたとのことである。⁽⁶⁰⁾

だが、この政策は官の間においてもあまり評判のよいものではなかつた。光緒三三（一九〇七）年、四川總督の趙爾豐はこの監視戸牌について、それを以つて民に恥を知らしめ、改心を促すことが警察局の深意だと理解を示しつつも、その意をすべての人気が知つてゐるわけではないとし、効果のほどを疑問視している。そして、同じ監視戸といえども生計のために非自發的になつた憐れむべき者もいるため、明娼以外で改悛する者は街正などの保証の元

に牌を取り去ることを許すとの諭旨を出してい⁽⁶¹⁾る。また宣統元（一九〇九）年、後任の警察局總辦高增爵は、監視すべきものは娼妓以外にもあるということで、民間の誤解を避けるためにも監視戸という名称を廃し、娼寮と改めることにしている。⁽⁶²⁾

しかし周善培の政策には次の段階があり、それが「新化街」の建設であつた。章程にも出てきたように、成都東部の城壁沿いは娼妓が集まることで有名な区域であつた。そこは従来は「柿子園」という街であつたが、周善培はそれを「新化街」と改名したのである⁽⁶³⁾。一体何のために行われたのか、それは李劫人の描写に詳しい。伍大嫂の家に「監視戸牌」をつけることになったとき、郝又三が警察局の委員の一人である葛寰中の邸宅に訪れた場面である。⁽⁶⁴⁾

「警察局では娼妓を調査して、監視戸と改名するという方法を探るそうですが、……」

と言ふと、彼（葛寰中）は力を入れて、

「そのとおり。周觀察（善培）のこの方法は、日本の吉原から採つて、手直しを加えたものだ。周觀察が新化街を建設するのは、すなわちそれを成都の吉原とするものなのだ。娼妓はすべてこの区域に指定して居住させ、色芸の高低を以て甲・乙・丙の三等に分け、給金はそれぞれ異なる。ただこの新化街ができるまでは、しばらく各娼婦の家の門に「監視戸」の札をつけて、良民と区別する。これは警察行政の良法で、日本でかつて施行された。さらに、娼妓はすべて警察によつて保護されるべきもので、ごろつきらが邪魔をすることを許さない。というのも、娼妓は生業としては賤しいものであるが、結局はやはり同胞であり、一種の職業なのだから、日本では別に賤しいと思わないのだ。……この一般的の頭の古い連中はそれを非難して、この方法は正しくない、

風紀を汚すと言つてゐる。お前さん、民智がここまで開けていなかつたら、事がどうして成功できよう。君たちが小学校を創設したのは、本当に今緊要のことだ。」

周善培はすなわち、成都中の娼妓を職業・身分的に把握し管理するのみならず、空間的にも統制しようと試みたのである。そして、ここで問題になるのが、なぜ成都の東部が新化街建設の場所として選ばれたかということである。もちろんすでに述べたように、その地には古くから柿子園と呼ばれる娼妓の巣窟が存在していたことは大きいだろうが、成都には柿子園以外にも北部の文廟附近の五担山（あるいは武担山）や、その他いくつかの同様の巣窟があり、その環境は柿子園が最も劣悪だったといふ。⁽⁶⁵⁾ その中にあつて、あえて東部の城壁沿いを選んだのは、その区域の特性——すなわち経済水準が高く、繁華街が多く存在すること⁽⁶⁶⁾——を考慮に入れてのことには違いない。

李劫人の描写にあるような娼妓に対する意識の変化が、果たして為政者の側にどれほどあつたかは甚だ疑問であるが、この政策がかなり大がかりなものであつたことは、その後の経過からも窺える。宣統三（一九一二）年三月のこと、新化街の拡大に伴つてもたらされる被害への危惧に耐えかねた附近の住民が、巡警道に對して訴えを行つたのであつた。⁽⁶⁷⁾

ここ天涯石南街は、住民は数百戸、数千人の工匠がいるが、皆良民に屬し、卑しいものはいない。近々、警察局は新化街の菜園に建物を築いて娼妓を集め、本街を通り道とするつもりである。我々が思うに、新化街にはすでに四方から道が通じており、警察局の娼妓を集める主旨は本来、武担山（同じく娼妓の巣窟として有名であった区域）と同じ方法で、良民と雜居させないことにあつたのに、何故多くの道路を通して、遊侠の輩のために

供するのか。

もちろん、これで実際に娼妓がすべて新化街に移つたわけではなく、また娼妓が減つたというわけでもなかつた。そこで次なる方法として、北東部、東較場付近の昭忠祠街に濟良所⁽⁶⁸⁾が開設され、救濟・福祉的措置を行うことになるが、それについてはここでは触れない。これまでの研究より指摘されている産業の近代化という点においては、濟良所の設立によってはじめて娼妓もそれに組み込まれていくことになるのだが、成都という都市空間の中では、街中の娼妓を把握し、新たに新化街を拓いて移動させようとしたこと自体、すでに従来からの都市計画とは大きく質を変えた認識をもち始めたことを示していると言うことができるのである。

おわりに

清代に安定して成長し続けた成都は、清末には人口三〇万人を数える大都市となつていて、その過程において、政治的に区画された満城以外にも、経済的・社会的要因による空間分節が自然と起り、起伏のある空間構造が形成されていた。

清朝は成都において、実際に都市の内部を政治的拠点として統治を行つていたにもかかわらず、その都市を把握するための行政区画は長らく設けていなかつた。そして、公共的な施設はかなり均等に分布しており、統治の合理化を図る空間作りはなされず、むしろ逆に空間を均質に捉えようとする姿勢が窺えた。

しかし、この従来の都市建設のあり方は、清末において一変する。光緒二九（一九〇三）年に創設された警察局

は、成都の市街を調査して、都市という枠組みを行政的に定義づけた。教育のために設置された学堂は、貢院や文廟を中心に集中して配置され、産業の振興を企図する各局所は、経済水準が高く商業の盛んな成都東部に集中して配置された。また、具体的な都市計画の事例として、街中の娼妓を把握するのみならず、東部城壁沿いに新化街という市街を拓いて、そこに集めようという政策が実施されたのである。これら一連の動きは、都市空間に対する認識が変化し、その空間構造を社会的に不均質なものと見なし、それに対応した都市建設を行つていこうという意識が表れていたことに他ならない。

それではなぜ成都においてこのような変容が起つたのかと考えると、一つにはやはり本稿の冒頭でも述べたとおり、日本を訪れた経験のある周善培の影響が挙げられるだろう。だが、半ば偶発的な個人レベルの功績と併せて、当時のより大きな潮流としても、この現象を捉えないわけにはいかない。即ち、列強に対抗する必要性を強く感じた清朝は、商工業育成のためにも、たゞえ成都のような地方都市であろうと、都市を単に政治的・軍事的拠点あるいは税収確保の場所としてではなく、都市住民そのものの動きにも目を向けるようになった。そして、都市内部の社会・経済をできる限り効率よく発展させるために、空間へ積極的な働きかけを行つていたと考えられるのである。もちろん、この意識のあり方を実際の政策としてどこまで反映できたかは、各地域・各都市の具体的な諸状況に左右されるだろう。ただ少なくとも、欧米や日本の都市システムの導入と都市の商工業発展に対する意識、その両者がうまく合致することによって、民国期のそれほどには大規模かつ体系的なものではないにせよ、清末の成都にはすでに都市計画の質的な転換が起つり始めていたのである。

註

△詳細な研究がある。

- (1) 中国においては各都市について膨大な論著があるが、日本でも陣内秀信・朱自煊・高村雅彦編『北京——都市空間を読む——』(鹿島出版会、一九九八年二月)、高村雅彦『中国江南の都市とくらし——水のまちの環境形成——』(山川出版社、二〇〇〇年二月)、大西國太郎・朱自煊著、井上直美監訳『中国の歴史都市——これから景観保存と町並みの再生へ——』(鹿島出版会、二〇〇一年七月)などがある。
- (2) もちろん、土に挙げた著書も歴史について論じてゐるが、歴史学の側からの研究として、特に Joseph W. Esherick ed. (2000) *Remaking the Chinese City: Modernity and National Identity, 1900-1950*, Honolulu: University of Hawaii Press. を挙げておく。
- (3) Esherick 前掲書における杭州・南京などの事例や、Michael Tsin (1999) *Nation, Governance, and Modernity in China: Canton 1900-1927*, Stanford University Press. の第二章などを。
- (4) 「れいへうじ」Stapleton, Kristin (1993.5) "Police reform in a late-imperial Chinese city: Chendu, 1902-1911." Ph.D. dissertation, Harvard University 52
- (5) 周善培の経歴については、黃遂生「周善培的一生」([四川文史資料選輯] 1-III、一九六四年五月)を参照。
- (6) 文学方面から、中裕史「李劫人の成都描写」([中国文学報] 四一、一九九〇年)、戴定常「李劫人与左拉——李劫人創作方法初探——」([社会科学研究] 一、一九九一年)、王錦厚「李劫人与外国文学」([四川大学学報(哲学社会科学院版)] 三一、一九九六年)などの研究がある。ちなみに、本稿では五〇年代に改稿を経たものをテキストとして、翻訳に当たっては李劫人著、竹内実訳「現代中国文学」七 李劫人」(河出書房新社、一九七一年)を参考にした。
- (7) 『遊蜀雜俎』一三七頁。
- (8) 『遊蜀雜俎』一四五頁。
- (9) 『死水微攬』一一四。
- (10) 王笛「跨出封閉的世界——長江上遊区域社会研究一六四四—一九一一年」(中華書局、一九九二年一月)五九五頁。
- (11) 『成都通覽』「成都之城内菜園菜市」。
- (12) 同治『重修成都縣志』卷一「輿地・城池」。
- (13) 何一民「近代成都城市人口發展述論」、「近代史研究」一九九二年一月。

- (14) 山川早水『巴蜀』(成文館、一九〇九年一月)（のち小島晋治監修『幕末明治中國見聞録集成七』（ゆまに書房、一九九七年六月）より復刊）、一二二頁。
- (15) その概況についてはそれぞれ、高橋孝助・古厩忠夫編『上海史——巨大都市の形成と人々の営み』（東方書店、一九九九年五月）、天津地域史研究会編『天津史——再生する都市のトボロジー』（東方書店、一九九九年六月）を参照。
- (16) 『死水微瀾』一一一。
- (17) 『成都通覽』「成都之城内街巷」、「成都之城外街巷」。
- (18) 『警察章程』六一—「区画規則」。
- (19) 傅崇桀「新訂成都街道」(十七区図)、成都市檔案館所蔵檔案No.93-6-119468。
- (20) 嘉慶『四川通志』卷二十四「輿地・城池」。
- (21) 『成都通覽』「成都之成都城」。
- (22) 『巴蜀』九六頁。
- (23) 地方大都市の代表的な例として西安がある（妹尾達彦『清代西安府の都市構造——光緒十九年測繪『西安府図』をもとにして——』（『イスラムの都市性研究報告』四一、一九八九年七月）を参照）。
- (24) 劉顯之『成都滿蒙族片斷史』（『成都文史資料選輯』四、
- (25) 劉前掲論文。
- (26) 同上。ただし、もちろんこれは『巴蜀』九七頁に「彼等は決して相互に婚姻関係を結ばざるなり。而して此は漢人より他を貶視せる結果たるは言ふを俟たず」と指摘されよう、漢人からの蔑視もたぶんに存在し、事情は単純ではない。
- (27) 『警察章程』六一—八、「満城交渉規則」。
- (28) 米内山庸夫『雲南四川踏査記』（改造出版、一九四〇年七月）（のち小島晋治監修『幕末明治中國見聞録集成一〇』（ゆまに書房、一九九七年六月）より復刊）、一五七頁。
- (29) 『死水微瀾』五一三。
- (30) 『巴蜀』九六頁。練兵については中野孤山も同じ光景を目にしている。
- (31) 『遊蜀雜俎』一八六—七頁。
- (32) 直接満城の菜園についての史料はないが、光緒三三（一九〇七）年秋、八旗軍の人員削減と屯田兵化の問題をめぐって、それを嫌う旗民数千が暴動を起こしたという事

件があり（劉前掲論文）、「い」から彼らはもはや農耕が一般的でなかつたことが推測できる。

- (33) Hosie, Alexander (1890), *Three Years in Western China: A Narrative of Three Journeys in Ssu-ch'uan, Kuei-chow, and Yun-nan*. George Philip & Son., pp.86-87.

- (34) Wang, Di (1998.1) "Street Culture: Public Space and Urban Commoners in Late-Qing Chengdu." *Modern China* 24.1°

- (35) 例えば、『死水微瀾』に「顧天成不是什麼詩人，可是他生長田間，對於綠色是從先天中就能欣賞的。他一進滿城，

心里就震跳起來了。大家先會告訴過他：滿吧几是皇帝一家的人，只管窮，但是勢力絕大，男女都歪得很，惹不得的」とある。

- (36) 北京・蘇州の住み分けの構造に関しては、高村雅彦

『中国の都市空間を読む』(山川出版社・11000年三月)

を、上海と天津の下層社会に関しては、それぞれ金子肇「上海における「攤販」層と国民党に関する覚書——商民

協会の結成とその廢止をめぐつて——」([広島大学東洋史研究室報告] 10、一九八八年一〇月) 及び天津地域史研究会編『天津史——再生する都市のトポロジー——』(東

方書店、一九九九年六月) 第七章などを参照。

- (37) Stapleton, Kristin (1993.5), p.41° もうべくともこの観点は、同 (2000) *Civilizing Chengdu: Chinese Urban Reform, 1895-1937*. Harvard University Asia Center. におけるお手が継がれている。

- (38) 『死水微瀾』五一六。

- (39) 『遊蜀雜俎』一九〇頁。

- (40) 『暴風雨前』一一一。

- (41) 『死水微瀾』一一一。

- (42) 『成都日報』(宣統二年三月一七日)「檢取石子之規定」、

「南門外自來水公司一帶河邊石子最多、貧民每在該處收檢售賣糊口、惟石去土鬆壞根不免損壞、昨經該公司查悉、特稟請巡警道出示禁止、茲聞高觀察已示諭、該處居民人等嗣後該公司附近三十丈界內不准檢取石子、如仍在任意檢取、定即拘案究辦」。

- (43) 『成都通覽』「成都之客棧」。

- (44) 「警察章程」六一三七の「保安」に関する「第一款 清查戸口規則」。

- (45) 『芙蓉話舊錄』一、「房屋」。

- (46) 四合院の構造については、陣内秀信・朱自煊・高村雅彦編『北京——都市空間を読む——』(鹿島出版会、一九

九八年二月）や劉敦楨「中國住宅概説」（建築工程出版社、一九五七年五月（邦訳は劉敦楨著、田中淡・沢谷昭次訳『中國の住宅』（SD選書、一九七六年七月）などを参照。

（47）李劫人「好人家」、「李劫人選集（四）」（四川人民出版社、一九八四年）。

（48）「死水微瀾」五一一一。

（49）「成都通覽」、「成都之房宅」。

（50）「死水微瀾」五一七、「福地於她的好處實在勝不過於她的壞處、所以在不多幾天、她就想逃跑了。困難的就是自進公館、大門以外是什麼光景、只模模糊糊記得是一些舖面、一些賣羊皮衣裳的舖面」は春秀こと招弟が郝公館から逃げ出そうと決心する場面であり、また五一一一において郝家の背景を説明する際には、「城內除了暑襪街本宅、與本宅兩邊共有八個雙間舗面全佃與陝幫開皮貨舗外、總府街還有十二間舗面出租」と描く。

（51）「芙蓉話舊錄」一、「房租」。

（52）「成都日報」（光緒三四年九月二六日）「售房聲明」。

（53）寺廟が北部に集中していたことは陶亮生「成都街名瑣記」（成都出版社、一九九六年四月）にも述べられているが、他区域との比較は行つておらず、やはり疑問である。

（54）「遊蜀雜俎」一六五頁、「平素は門を締切つて人を入れぬが、此の祭日に限り、幾重に鎖されたる聖域左右の門扉は開放される」。

（55）「雲南四川踏査記」一四九頁、「文廟を訪ぶ。四川省第一の大廟と称せられ、殊に近年大修理を施したとかのこととで建物は極めて壯麗になつてゐた。毎年春秋二回盛大に祭祀が挙行せられるといつてゐた。秋祭が終つたばかりで、その祭りの犠牲に殺した牛や羊の血がまだ廟前に腥く残つてゐた。祭祀は午前三時頃より挙行せられ、竹のたいまつを燃やしながら伶樂を奏し伶人舞ひ、總督以下文武百官貴顕紳士その他孔子靈前に礼拝し、また、各学校生徒は必ず参拜するとのことであつた」。またその祭祀の様子は「遊蜀雜俎」一六五「一六六頁に詳細に描かれているが、ここでは触れない。

（56）明清以降の城隍廟の意義は、次第に形骸化してはいたが、統治者側にとつても重要であったことが濱島敦俊「明清江南城隍考」（中国都市の歴史的研究、一九八八年）に指摘されている。

（57）これについてはStapletonも触れているし、回想録の類においても、郭沫若「反正前後」（一九二九年）や張達夫「清末的「維新變法」在成都」（成都文史資料選輯）

四、一九八三年)など、枚挙に暇がない。

(58) 〔成都通覽〕「成都之監視戶」。

(59) 〔警察章程〕六一三七「第一款 清查娼妓規則」。

(60) 〔成都通覽〕「成都之監視戶」。

(61) 〔四川官報〕(光緒三三年六月上旬)「維持風化」。

(62) 〔成都日報〕(宣統一元年九月一七日)「監視牌改換」。

(63) 〔成都通覽〕「成都之監視戶」。

(64) 〔暴風雨前〕二一八。

(65) 杜宇「漫話舊成都的娼妓」、成都市群衆藝術館編『成

都掌故』(成都出版社、一九九六年四月)。

(66) バーン&ボニー・ブーローが再三述べているように

(香川檀・家本清美・岩倉桂子訳)『壳春の社会史』(筑摩書房)

一九九一年)、壳春業と中上流階級は表裏一体である。

(67) 〔成都商報〕(宣統三年三月五日)。

(68) 〔芙蓉話舊錄〕三「慈善」。

(69) 〔成都日報〕(光緒三四年一二月一四日)「通省巡警道示」。